

令和3年3月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和3年3月26日(金) 午後2時から

2 場 所 教育プラザ 大会議室

3 出席者

教育長 早川 義裕 1番委員 大谷 和弘 2番委員 中野 敏明
3番委員 本間 倫子 4番委員 山縣 知子

(教育長及び委員以外の出席者)

教育部長 柳澤祐人、歴史文化指導監 中西聰、教育総務課長 新部彰、教育総務課参事 戸田正明、教育総務課参事 坪井義則、学校教育課副課長 野田晃、学校教育課参事 手塚博史、社会教育課長 小嶋栄子、文化行政課長 新保誠吾、スポーツ推進課長 田中秀明、スポーツ推進課参事 石澤克明、オリンピック・パラリンピック推進室長 米川美樹、高田幼稚園長 中嶋賢一、教育センター所長 竹内学、高田城址公園オーレンプラザ館長 岩野 俊彦、高田図書館館長 内藤祐子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 柴山弥松、青少年健全育成センター所長 山崎光隆、歴史博物館長・小林古径記念美術館長 宮崎俊英
事務局 教育総務課副課長 柳澤直也、同副課長 塚田美和子、企画係長 内山陽平、企画係主事 櫻井美沙子

4 傍聴人 0人

5 会議に付議した事件

- 議案第 10 号 上越市立学校管理運営に関する規則の一部改正について
- 議案第 11 号 上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について
- 議案第 12 号 上越市教育委員会職員の職に関する規則の一部改正について
- 議案第 13 号 上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部改正について
- 議案第 14 号 上越市学校適正配置審議会委員の委嘱について
- 議案第 15 号 上越市学校給食運営委員会委員の解任について
- 議案第 16 号 上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について
- 議案第 17 号 上越市奨学金貸付審査委員会委員の解任について
- 議案第 18 号 上越市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 19 号 上越市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第 20 号 上越市白山会館運営委員会委員の解任について
- 議案第 21 号 上越市立図書館協議会委員の解任について
- 議案第 22 号 上越市青少年健全育成センター運営協議会委員の解任について
- 議案第 23 号 上越市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 議案第 24 号 上越市教育委員会事務局職員の人事異動について

教 育 長 議案第 10 号上越市立学校管理運営に関する規則の一部改正について、説明を求
める。

教育総務課長 このたびの一部改正は、2 月の教育委員会協議会において協議させていただいた
とおり、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基
づく文部科学省告示である「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育
職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の増進を図るために講
ずべき措置に関する指針」に従い、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する
方針を定めることにより、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うた
め、学校における働き方改革を推進するものである。

具体的な内容は、在校等時間を、1 か月に 45 時間、1 年に 360 時間を上限とする
とともに、一時的又は突発的に業務を行う必要がある場合は、1 か月に 100 時間未
満、1 年に 720 時間、直近の 2 か月から 6 か月のそれぞれの期間の 1 か月当たりの
平均時間について 80 時間、さらには、45 時間を超えて業務を行う月数について 1
年に 6 か月の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととす
る。

また、このほかに、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福
祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

規則の施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日とする。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 このたびの一部改正の目的は単に教育現場の働き方改革だけではなく、子どもた
ちへの教育の質の向上も目的であるということ現場に周知していく。
それでは、議案第 10 号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 11 号上越市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正につい
て、説明を求める。

教育総務課長 このたびの一部改正は、古城小学校の廃止に伴い、関係する小学校及び中学校の
通学区域を改めるものである。

施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日を予定している。

教 育 長 議案について意見、質問を求める。

委 員 意見、質問なし

教 育 長 それでは、議案第 11 号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

教 育 長 議案第 12 号上越市教育委員会職員の職に関する規則の一部改正についてと議案
第 13 号上越市教育委員会事務局職員の標準的な職を定める規程の一部改正につい

	ては説明を一括して行う。
教育総務課長	<p>このたびの規則、規程の一部改正は令和3年4月1日付け人事異動に伴い、職員の職に係る規則を整備するものである。</p> <p>改正内容については、「臨床心理士長」の職を設置し、臨床心理士長に関わる標準的な職を係長とするものである。</p> <p>施行期日は令和3年4月1日を予定している。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
中 野 委 員	臨床心理士長を設置するに至った経緯や内容を詳しく教えていただきたい。
学校教育課副課長	以前より、生徒指導に関する事案が多く、JUST 機能を強化すべきだと考えていた。JUST については、すこやかなくらし包括支援センターからも協力を得て、会議等に参加していただいていた。ここに臨床心理士が加わることによりさらにJUST 機能を強化し、迅速な対応ができることを期待している。
中 野 委 員	JUST の一員として今までも加わっていたが、それを正式に置くということか。
学校教育課副課長	そうである。
教 育 長	<p>コロナ禍の中で虐待や自傷行為の案件が増えているため、JUST 機能を強化していきたい。</p> <p>それでは、議案第12号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第13号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	議案第14号上越市学校適正配置審議委員会委員の委嘱について、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市学校適正配置審議委員会は、上越市立学校の学校教育の一層の充実及び振興を目指し、全市的な視点から学校の適正配置について検討するために設置しているものである。</p> <p>このたびの委嘱は、任期満了に伴い、学識経験者やPTAの代表者、学校の関係者など12人の委員の委嘱を行うものであり、新任が7人、再任が5人である。</p> <p>任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間である。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
中 野 委 員	公募委員の選定の経緯について詳しく教えていただきたい。
教 育 部 長	公募したところ、6人の応募があった。作文を提出していただき、一定の評価をする中で選定した。
教 育 長	<p>それでは、議案第14号について、ご承認いただけるか。</p> <p>原案どおり承認</p>
教 育 長	議案第15号上越市学校給食運営委員会委員の解任について、説明を求める。

教育総務課長	<p>上越市学校給食運営委員会は、学校給食の充実と適正な運営を図るため、小・中学校長、小・中学校のPTA会長、保健所長、学識経験者で組織しているものである。</p> <p>このたびの解任は、小・中学校長の異動やPTA会長の交代等に伴うものである。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 15 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 16 号上越市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱及び任命について、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため設置するものである。</p> <p>現在の委員が本年 3 月 31 日をもって任期満了を迎えることから、上越市いじめ問題対策連絡協議会等条例第 2 条の規定に基づき、12 人の方に委嘱及び任命するものであり、新任が 6 人、再任が 6 人である。</p> <p>任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間である。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 16 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 17 号上越市奨学金貸付審査委員会委員の解任について、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市奨学金貸付審査委員会は、教育の機会均等を図るため、経済的理由で修学が困難な学生又は生徒に対し学資を貸し付けるに当たり、資格審査等を行うため組織しているものである。</p> <p>このたびは、直江津中等教育学校長の退職に伴い、3 月 31 日をもって解任するものであり、後任の委員は、令和 3 年 6 月 1 日付けでの委嘱を予定している。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 17 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 18 号上越市社会教育委員の委嘱について、説明を求める。
教育総務課長	<p>社会教育事業への調査・研究や提言などを通して社会教育の推進を図るため、上越市社会教育委員条例第 2 条の規定に基づき、20 人の方に委嘱するものであります。現在の委員が本年 3 月 31 日をもって任期満了を迎えることから、20 人のう</p>

	ち、再任は11人、新任は9人である。 なお、任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
中 野 委 員	社会教育委員の考えを活かしていくために、様々な問題について意見交換する機会を設けたらどうか。
社会教育課長	令和2年度は公民館事業の延期や中止などにより、事業への参加には至らなかったが、令和元年度は社会教育委員に困難を抱える若者についての意見を伺った。令和3年度は公民館事業や社会教育事業の実施状況を見ながら、意見を伺っていきたい。
教 育 長	それでは、議案第18号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第19号上越市公民館運営審議会委員の委嘱について、説明を求める。
教育総務課長	公民館における各種の事業の企画・実施に関し調査・審議するため、上越市立公民館条例第7条の規定に基づき、上越市立公民館運営審議会委員の委嘱を行うものである。 上越市立公民館運営審議会委員については、社会教育委員と兼務としております。このため、先ほどご審査いただきました議案第18号の上越市社会教育委員の委嘱と同様、公民館運営審議会委員についても同じ委員を委嘱するものである。 任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までである。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第19号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第20号上越市白山会館運営委員会委員の解任について、説明を求める。
教育総務課長	上越市白山会館運営委員会は、教育委員会の諮問に応じて、白山会館事業の企画及び運営に関し、必要と認める事項について審議する機関として設置している。 このたびの解任は、中学校長の退職に伴うもの及び上越市社会教育委員・上越市立公民館運営審議会委員から推薦をいただいております委員が、3月31日をもって任期満了となることに伴うものであり、新たに任命する委員につきましては、令和3年5月1日付けで委嘱を予定している。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第20号について、ご承認いただけるか。 原案どおり承認
教 育 長	議案第21号上越市立図書館協議会委員の解任について、説明を求める。

教育総務課長	<p>上越市立図書館協議会は、図書館法第 14 条の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置しているものである。</p> <p>このたびの解任は、小・中学校長の退職に伴い、3 月 31 日をもって解任するものであり、後任の委員につきましては、令和 3 年 5 月 1 日付けで委嘱を予定している。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 21 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 22 号上越市立図書館協議会委員の解任について、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市青少年健全育成センターでは、センターの運営に関する事項を協議するため、条例で運営協議会を置くこととしている。</p> <p>このたびの解任は、小学校長の退職に伴い、3 月 31 日をもって解任するものであり、後任の委員につきましては、令和 3 年 6 月 1 日付けで委嘱を予定している。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 22 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 23 号について、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第 31 条により市のスポーツ推進策に関する調査・審議を行い、多様化するニーズに対応したスポーツ活動につなげることを目的として設置しているものである。</p> <p>委員の選出に当たっては、上越市スポーツ推進審議会条例第 3 条及び第 4 条の規定により、スポーツに関する学識経験のある者、関係行政機関の職員、スポーツを実践し、その活動に顕著な実績が認められる者、スポーツ団体の代表者、その他教育委員会が必要と認める者の 14 人を委員に任命する。</p> <p>このたび任命は、任期満了に伴うものであり、9 人が再任、5 人が新任であり、任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間である。</p>
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
委 員	意見、質問なし
教 育 長	それでは、議案第 23 号について、ご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教 育 長	議案第 24 号について、説明を求める。
教育総務課長	このたびの人事異動は、市全体の方針として、第 6 次総合計画及び第 2 期まち・

ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取組を着実に推進するとともに、安定的な行財政基盤の確立に向け、これらの計画を下支えする第6次行政改革推進計画並びに第2次財政計画を適切かつ着実に推進するため、関係部課の機能強化に向けた人員配置を行ったものである。

教 育 長
委 員
教 育 長

議案について意見、質問を求める。

意見、質問なし

それでは、議案第24号について、ご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言 午後2時45分

令和3年4月26日

上越市教育委員会

教育長 早川 義裕

会議録署名委員 本間 倫子